

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額の一部改正.....（人事課）	1
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	1
○水防警報河川の指定.....（河川課）	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（経理課）	2

道人事委員会規則

○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	2
○公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	2

道収用委員会告示

○土地収用法による裁決書の公示送達.....	2
------------------------	---

告 示

北海道告示第218号

昭和53年北海道告示第938号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項の規定による離島その他医学研究調査に不便な地に所在する部局及び医学研究調査手当の額）の一部を次のように改正する。

平成20年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

第1項の表中「435,000」を「425,000」に、「425,000」を「415,000」に、「385,000」を「375,000」に、「375,000」を「365,000」に、「285,000」を「275,000」に、「275,000」を「265,000」に、「185,000」を「175,000」に、「175,000」を「165,000」に、「75,000」を「65,000」に、「70,000」を「60,000」に、「685,000」を「675,000」に、「675,000」を「665,000」に、「335,000」を「325,000」に、「325,000」を「315,000」に改める。

第2項中「平成18年4月1日」を「平成20年4月1日」に、「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同項の表北海道立病院の項中「440,000」を「430,000」に、「430,000」を「420,000」に、「390,000」を「380,000」に、「380,000」を「370,000」に、

「290,000」を「280,000」に、「280,000」を「270,000」に、「190,000」を「180,000」に、「180,000」を「170,000」に、「80,000」を「70,000」に、「75,000」を「65,000」に改め、同表北海道立診療所の項中「北海道立余別診療所」及び「北海道立糠平診療所」を削り、「690,000」を「680,000」に、「680,000」を「670,000」に、「340,000」を「330,000」に、「330,000」を「320,000」に、「290,000」を「280,000」に、「280,000」を「270,000」に改める。

北海道告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延	長	国道等との重複区間
穂 別 鶴 川 線 北海道室蘭土木現業所	勇払郡むかわ町花岡284番3地先から 勇払郡むかわ町花岡312番2地先まで		前	19.55mから 26.90mまで	200.00m	—	
			後	19.55mから 30.62mまで			
下 川 雄 武 線 北海道旭川土木現業所	上川郡下川町北町563番1地先から 上川郡下川町字珊瑚257番地先まで		前	15.60mから 94.50mまで	5,021.85m	—	
			前	11.80mから 40.50mまで			
			前	11.80mから 40.50mまで			
			後	15.60mから 94.50mまで			

北海道告示第220号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成20年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

水系名	河川名	水 防 警 報 区	
		左 岸	右 岸
遊楽部川	幹 川	二海郡八雲町立岩485番1地先北海道縦貫自動車道遊楽部川橋下流端から海まで	二海郡八雲町春日27番2地先北海道縦貫自動車道遊楽部川橋下流端から海まで
	遊楽部川		
落 部 川	幹 川	二海郡八雲町落部643番6地先国道落部橋下流端から海まで	二海郡八雲町落部11番地先国道落部橋下流端から海まで
	落 部 川		

北海道告示第221号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年4月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計トータルシステム業務処理委託 一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 随意契約に係る契約金額
322,350,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局経理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則6－37

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項第3号中「林業改良指導員」を「林業普及指導員」に改め、同項第4号中「改良普及員」を「普及指導員」に改める。

別表第2の2の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2の3の項第1号中「水産業改良普及員」を「水産業普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則16－13

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－1）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財団法人ダム技術センター」、「財団法人北海道森林整備公社」、「財団法人北海道文化財団」、「社団法人北海道軽種馬振興公社」、「社団法人北海道治山林道協会」、及び「北海道町村会」を削り、「社会福祉法人北海道社会事業協会」を

「社会福祉法人北海道社会事業協会

社団法人釧路市医師会 に改める。

社団法人北海道観光振興機構 」

別表第2中「北海道ちほく高原鉄道株式会社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、北海道収用委員会事務局（札幌市中央区北3条西6丁目）において保管してある

ので、該当者は来庁の上受領されたい。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年4月21日の経過をもって同項の規定に基づく送達があったものとみなされる。

平成20年4月1日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

1 書類の名称

平成20年3月21日付けで裁決した権利取得及び明渡しに係る裁決書の正本

2 書類の送達を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
不明 ただし、土地の登記記録上の住所 東京都品川区上大崎二丁目15番3－401号	須 永 則 江
不明 ただし、土地の登記記録上の住所 恵庭市泉町20番地	門 脇 シゲ子
不明 ただし、住民票上の最後の住所 千歳市北栄1丁目15番5－101号	舟 見 清 二

